

1. 料金算定の考え方について

(1) 料金体系の原則 抜粋

【地方公営企業法】

(料金)

第二十一条 地方公共団体は、地方公営企業の給付について料金を徴収することができる。

2 前項の料金は、**公正妥当**なものでなければならない。かつ、能率的な経営の下における**適正な原価**を基礎とし、地方公営企業の**健全な運営を確保**することができるものでなければならない。

【水道法】

(供給規程)

第十四条 水道事業者は、料金、給水装置工事の費用の負担区分その他の供給条件について、供給規程を定めなければならない。

2 前項の供給規程は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

- 一 料金が、能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当なものであること。
- 二 料金が、定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- 三 水道事業者及び水道の需要者の責任に関する事項並びに給水装置工事の費用の負担区分及びその額の算出方法が、適正かつ明確に定められていること。
- 四 特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと。

(以下省略)

【下水道法】

(使用料)第20条第2項

- (1) 下水の量及び水質その他使用者の使用の態様に応じて妥当なものであること。
- (2) 能率的な管理のもとにおける適正な原価をこえないものであること。
- (3) 定率又は定額をもつて明確に定められていること。
- (4) 特定の使用者に対し不当な差別的取扱をするものでないこと

1. 料金算定の考え方について

(2) 水道料金体系の現状

・二部料金制

基本料金と超過料金の組み合わせで構成

・用途別料金体系

家事用や営業用などの各使用者の用途によって、料金を設定する料金体系。水道事業は、水源開発や施設拡張等に多額の費用を要するが、この費用を大口使用者の料金により多く反映させることにより、生活用水の需要者の負担の軽減を図ることを目的としている。

・基本水量

基本料金に付与する一定の水量。水道の普及期において、公衆衛生の向上、生活環境の改善の観点 から、水道水の使用を促進することを目的として導入された。

・逓増型従量料金制

使用水量が多くなるほど1m³当たりの料金単価が高くなる料金設定。水需要の拡大により水源開発及び施設拡張が必要であった成長期の頃に、大口需要を抑制することを目的として導入された。

現在では、水を大量に使用する大口使用者に対し、施設整備等に要する負担を多く求めることにより、生活用水の低廉化を図ることを目的としている。

1. 料金算定の考え方について

(3) 下水道使用料体系の現状

- ・二部使用料制

基本使用料と従量使用料の組み合わせで構成

- ・用途別使用料体系

使用者の使用目的等により使用料を区分する方法で、その区分に応じて同じ汚水排出量であっても、使用料が異なる制度

- ・基本水量制

基本使用料に基本水量を設けたもの

- ・累進使用料制

大口需要家の需要変動リスクに対応するコストを調整・配賦するという趣旨から、使用量の増加に応じて使用量単価が高くなる使用料体系

1. 料金算定の考え方について

(4) 近隣事業体の水道料金、下水道使用料体系

水道料金

区分	基本料金	従量料金
体系		逦増性
用途別	基本水量あり	浦添市、名護市、うるま市、 宜野湾市、南城市、糸満市、 豊見城市
	基本水量なし	
口径別	基本水量あり	沖縄市
	基本水量なし	那覇市

下水道使用料

区分	基本使用料	従量使用料
体系		累進性
用途別(家事用と業務用等を区別)	基本水量あり	浦添市 名護市 うるま市 南城市 糸満市
	基本水量なし	
用途別(一般汚水と公衆浴場汚水を区別)	基本水量あり	沖縄市 宜野湾市
	基本水量なし	那覇市
単一型	基本水量あり	豊見城市

1. 料金算定の考え方について

(5)まとめ 料金体系について

水道事業、下水道事業の両事業の料金体系については、**人口の推移がR13年度まで微増で推移し、その後減少傾向になること及び今後も施設の拡張事業が継続していく見通しのため、二部料金制、用途別料金体系、基本水量、逦増型従量料金(累進使用料制)については、変更を行わず現状の体系を継続していく。**

2.改定料金の考え方について

(1)総括原価(水道)、使用料対象経費(下水道)の算定方法

財政計画を基に、料金算定期間中の給水・排水のために必要な総費用(総括原価、使用料対象経費)を算出した。

水道事業 $\text{総括原価} = \text{営業費用} + \text{資本費用} - \text{控除項目}$

下水道事業 $\text{使用料対象経費} = \text{維持管理費} + \text{資本費} - \text{控除額}$

「水道料金算定要領(日本水道協会)」より抜粋

「営業費用は、人件費、薬品費、動力費、修繕費、受水費、減価償却費、資産減耗費、その他維持管理費の合計額から控除項目の額を控除した額とする。」

「**資本費用は、支払利息及び施設実体の維持等に必要とされる資産維持費の合計額とする。**」
「資産維持費は、事業の施設実体の維持等のために、施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に充当されるべき額であり、維持すべき資産に適正な率を乗じて算定した額とする。」
※**資産維持費 = 対象資産 × 資産維持率(3%)**

「下水道使用料算定の基本的考え方(日本下水道協会)」より抜粋

「維持管理費は、既存の下水道施設を維持管理していくために必要な費用であり、(中略)費用の性質別には人件費、動力費、薬品費、修繕費、流域下水道維持管理負担金、委託料等で構成される。」

「**資本費は、**下水道施設を整備するために必要な費用であり、**減価償却費等**(地方公営企業法を適用していない下水道事業にあっては、地方債元利償還費等)**及び資産維持費から構成される。**」

2.改定料金の考え方について

(2)総括原価の内訳(水道事業)

- ・財政計画 → 浦添市水道事業経営戦略における収支計画
- ・料金算定期間 → 2025(R7)年度から2030(R11)年度の5年間

経営戦略

総括原価

ア 収益的収支計算書

(単位：千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	合計
給水収益	2,281,315	2,277,933	2,284,447	2,302,862	2,304,809	11,451,366
受託工事収益	0	0	0	0	0	0
その他営業収益	49,499	50,164	50,843	51,535	52,240	254,281
利息及び配当金	411	411	411	411	411	2,055
他会計補助金、負担金	2,645	2,698	2,752	2,807	2,863	13,765
引当金戻入	4,498	4,498	4,498	4,498	4,498	22,490
長期前受金戻入	98,681	100,976	101,505	103,221	104,255	508,638
雑収益	6,117	6,239	6,364	6,491	6,621	31,832
収益合計	2,443,166	2,442,919	2,450,820	2,471,825	2,475,697	12,284,427
原水及び浄水費	1,701,697	1,841,049	1,846,341	1,861,208	1,862,793	9,113,088
配水及び給水費	401,638	408,329	415,163	422,148	429,253	2,076,530
業務費および総係費	237,643	240,146	242,698	245,301	247,957	1,213,745
減価償却費	313,782	326,068	333,798	343,909	353,103	1,670,660
資産減耗費	6,710	6,710	6,710	6,710	6,710	33,550
その他営業費用	0	0	0	0	0	0
企業債利息等	712	1,432	3,084	4,752	7,039	17,019
雑支出	3,611	3,683	3,756	3,831	3,907	18,788
費用合計	2,665,793	2,827,416	2,851,550	2,887,859	2,910,762	14,143,380
差引	-222,627	-384,497	-400,730	-416,034	-435,065	-1,858,953

総括原価控除

(単位：千円)

費		R7	R8	R9	R10	R11	計	
営業費用	原水浄水部門費	1,701,697	1,841,049	1,846,341	1,861,208	1,862,793	9,113,088	
	配給水部門費	401,638	408,329	415,163	422,148	429,253	2,076,530	
	一般管理業務部門費	検針・集金関係費						
		量水器関係費						
		その他管理業務費	241,254	243,829	246,454	249,132	251,864	1,232,533
小計	241,254	243,829	246,454	249,132	251,864	1,232,533		
減価償却費	313,782	326,068	333,798	343,909	353,103	1,670,660		
資産減耗費	6,710	6,710	6,710	6,710	6,710	33,550		
合計	2,665,081	2,825,984	2,848,466	2,883,107	2,903,723	14,126,361		
資本費用	支払利息	712	1,432	3,084	4,752	7,039	17,019	
	資産維持費	80,000	80,000	80,000	80,000	80,000	400,000	
合計	80,712	81,432	83,084	84,752	87,039	417,019		
控除項目(給水収益以外の収益)	161,851	164,986	166,373	168,963	170,888	833,061		
総計	2,583,942	2,742,430	2,765,177	2,798,896	2,819,874	13,710,319A		

※雑支出含む

給水収益	2,281,315	2,277,933	2,284,447	2,302,862	2,304,809	11,451,366B
------	-----------	-----------	-----------	-----------	-----------	-------------

期間内不足額	2,258,953C	= A-B
年不足額	451,791D	= C/5年
年平均給水収益	2,290,273E	= B/5年
改定率	19.73%	= D/E

2.改定料金の考え方について

(2-1)※資産維持費とは(水道料金算定要領から抜粋)

資産維持費は、給水サービス水準の維持向上及び施設実体の維持のために、事業内に再投資されるべき額であり、実体資本の維持及び使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、総括原価に含める額は次により計算された範囲内とし、その内容は施設の建設、改良、再構築及び企業債の償還等に必要の所要額とする。

$$\text{資産維持費} = \text{対象資産(A)} \times \text{資産維持率(B)}$$

(A)対象資産

対象資産は、償却資産額の料金算定期間期首及び期末の平均残高とし、遊休資産を除くなど将来的にも維持すべきと判断される償却資産とする。

(B)資産維持率

資産維持率は、今後の更新・再構築を円滑に推進し、永続的な給水サービスの提供を確保できる水準として3%を標準とする。

但し、標準的な資産維持率により難しいときは、各水道事業者における長期的な施設整備・更新計画及び財政計画等を踏まえて計画的な自己資本の充実を図るため、料金算定期間の期末における中間的な自己資本構成比率の目標値を達成するための所要額を資産維持費として計上できるものとする。

2.改定料金の考え方について

(2-2)総括原価の内訳(水道事業)

・資産維持費の算定

(単位：千円)

	年度末償却未済額 (R5年度末)	年度末償却未済額 (R6年度末)	年度末償却未済額 (R11年度末)	期首・期末平均残高	資産維持費		
					ケースA	ケースB	ケースC
土地	1,176,582	1,176,582	1,176,582				
その他建物等	6,967,235	6,915,354	8,255,053	7,585,204	227,556	80,000	50,000
					3.0%	1.1%	0.7%

※資産維持費 = 資産額 × 資産維持率(3%)

※資産維持費はケースA : 7,585,204千円 × 3%

※資産維持費はケースB : 20%改定(経営戦略)、ケースC : 20%改定(R7 : 4ヶ月分収入の場合)

※資産維持率 = 資産維持費(純損益) ÷ 資産額

※令和5年度決算書よりR5年度末資産額を求めた。

経営戦略の収益的収支見通しにおけるR7年度～R11年度5ヵ年間の純損益(資産維持費)は平均額80,000千円は資産維持費として、約1.1%となる。

2.改定料金の考え方について

(3)使用料対象経費の内訳(下水道事業)

- ・財政計画 → 浦添市下水道事業経営戦略における収支計画
- ・料金算定期間 → 2025(R7)年度から2030(R11)年度の5年間

経営戦略

使用料対象経費

収益的収支

(単位：千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	合計
使用料収入	1,113,601	1,114,707	1,118,096	1,115,812	1,116,984	5,579,200
受託工事収益	991	991	991	991	991	4,955
その他営業収益	163,711	170,496	176,899	183,327	187,563	881,996
補助金	27,060	28,209	28,572	28,679	28,633	141,153
長期前受金戻入	465,523	460,797	457,054	445,914	445,522	2,282,810
その他営業外収益	7,251	7,251	7,251	7,251	7,251	36,255
収益合計	1,778,137	1,782,451	1,788,863	1,789,974	1,786,944	8,926,369
職員給与費	115,050	115,050	115,050	115,050	115,050	575,250
経費	913,253	932,947	954,133	972,713	993,523	4,766,569
減価償却費	788,460	791,065	796,441	808,926	813,697	3,998,589
資産減耗費	10,060	10,060	10,060	10,060	10,060	50,300
支払利息	44,560	50,653	56,800	65,954	74,703	292,670
その他	0	0	0	0	0	0
費用合計	1,871,383	1,899,775	1,932,484	1,972,703	2,007,033	9,683,378
差引	-93,246	-117,324	-143,621	-182,729	-220,089	-757,009
職員給与費+経費	926,693	944,354	963,405	979,953	998,588	4,812,993
減価償却費	250,754	255,847	262,576	275,707	288,622	1,333,506
資産減耗費	10,060	10,060	10,060	10,060	10,060	50,300
支払利息	36,079	39,304	43,186	50,115	56,678	225,362
その他	0	0	0	0	0	0
費用合計(汚水分)	1,223,586	1,249,565	1,279,227	1,315,835	1,353,948	6,422,161
汚水分以外の費用	647,797	650,210	653,257	656,868	653,085	3,261,217
職員給与費+経費の内訳						
管渠費	84,645	86,262	87,912	89,615	91,359	439,793
ポンプ場費	97,786	99,642	101,543	103,431	105,385	507,787
一般管理費	744,262	758,450	773,950	786,907	801,844	3,865,413
合計	926,693	944,354	963,405	979,953	998,588	4,812,993

(単位：千円)

	R7	R8	R9	R10	R11	合計
使用料収入	1,113,601	1,114,707	1,118,096	1,115,812	1,116,984	5,579,200
控除項目(収益)	664,536	667,744	670,767	674,162	669,960	3,347,169

	R7	R8	R9	R10	R11	合計
維持管理						
職員給与費	115,050	115,050	115,050	115,050	115,050	575,250
経費	913,253	932,947	954,133	972,713	993,523	4,766,569
合計	1,028,303	1,047,997	1,069,183	1,087,763	1,108,573	5,341,819
資本費						
減価償却費	788,460	791,065	796,441	808,926	813,697	3,998,589
資産減耗費	10,060	10,060	10,060	10,060	10,060	50,300
支払利息	44,560	50,653	56,800	65,954	74,703	292,670
資産維持費	77,000	77,000	77,000	77,000	77,000	385,000
合計	920,080	928,778	940,301	961,940	975,460	4,726,559
控除(費用)	647,797	650,210	653,257	656,868	653,085	3,261,217
総計	1,300,586	1,326,565	1,356,227	1,392,835	1,430,948	6,807,161

資産維持率必要額

汚水処理以外の費用
A 使用料対象経費

B 現在の料金体系のまま

期間内不足額	1,227,961
年不足額	245,592
年平均使用料収入	1,115,840
改定率	22.01%

C = A - B

D = C / 5年

E = B / 5年

= D / E

使用料収入(改定後)	1,358,654	1,360,003	1,364,138	1,361,351	1,362,781	6,806,927
-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

22%改定後

2.料金体系の考え方について

(3-1)※資産維持費とは(下水道使用料算定の基本的考え方から抜粋)

下水道事業における資産維持費とは、「将来の更新需要が新設当時と比較し、施工環境の悪化、高機能化(耐震化等)等により増大することが見込まれる場合、使用者負担の期間的公平等を確保する観点から、実体資本を維持し、サービスを継続していくために必要な費用(増大分に係るもの)として、適正かつ効率的、効果的な中長期の改築(更新)計画に基づいて算定するもの」である。

○資産維持費の算入について

平成29年3月、(公社)日本下水道協会において、使用料の算定・改定のための事務参考資料として出版している「下水道使用料算定の基本的考え方」が改訂され、下水道の使用料対象経費に資産維持費を位置づけることなどの見直しが行われた。

→国土交通省、総務省の各事務連絡において、この資産維持費を使用料対象経費に位置づけることを通知

・公営企業の料金にかかる総務省通知について

地方公営企業法及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律(公営企業に係る部分)の施行に関する取扱いについて(昭和27年9月29日自乙発第245号)最終改正:平成27年4月14日総財公第78号総務事務次官通知

・下水道経営に関する留意事項について(平成29年3月10日付け国土交通省水管理・国土保全局下水道部下水道企画課管理企画指導室課長補佐事務連絡)(抄)

2.改定料金の考え方について

(3-2)使用料対象経費の内訳(下水道事業)

・資産維持費の算定

(単位：千円)

	年度末償却未済額 (R5年度末)	年度末償却未済額 (R6年度末)	年度末償却未済額 (R11年度末)	期首・期末平均残 高	資産維持費		
					ケースA	ケースB	ケースC
土地	247,303	247,303	247,303				
その他建物等	10,206,829	10,079,166	9,894,830	9,986,998	299,610	77,000	48,000
					3.00%	0.8%	0.5%

※資産維持費＝資産額×資産維持率(3%)

※資産維持費はケースA：9,986,998千円×3%

※資産維持費はケースB：22%改定(経営戦略)、ケースC：22%改定(R7：4ヶ月分収入の場合)

※資産維持率＝資産維持費(純損益)÷資産額

※令和5年度決算書よりR5年度末資産額を求めた。

経営戦略の収益的収支見通しにおけるR7年度～R11年度5カ年間の純損益平均額77,000千円
資産維持費として、約0.8%となる。